

公的研究費等の運営・管理責任体制

制定日:2025年11月1日
最終改定日:2025年11月1日
DoerResearch株式会社

目的

本体制は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正 文部科学省)に基づき、DoerResearch株式会社(以下「当社」という。)における公的研究費、競争的研究費、補助金、助成金、委託費その他公的資金を原資とする研究費等(以下「公的研究費等」という。)の運営・管理責任体制を明確にするために定める。

責任体制

役割	担当
最高管理責任者	代表取締役
統括管理責任者	事務責任社員
コンプライアンス推進責任者	研究開発実務責任者又は研究開発側の社員代表
研究倫理教育責任者	コンプライアンス推進責任者

備考

各責任者は、当社の組織規模及び公的研究費等の執行状況を踏まえ、必要に応じて相互に連携し、公的研究費等の適正な運営・管理及び不正使用の防止に取り組む。

本体制に変更が生じた場合は、必要に応じて本体制を改定し、関係者に周知する。